

監査品質のマネジメントに関する年次報告書

QUALITY REPORT 2026

報告対象期間：2025年4月～2026年3月





目次

2	理事長メッセージ
4	品質管理基盤
8	組織・ガバナンス基盤
10	人的基盤
12	IT基盤
14	財務基盤・国際対応基盤
15	法人概要
16	監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

理事長メッセージ

当法人は1979年の設立以来、長きにわたり常に変化する環境に柔軟に対応し、社会の負託に公正かつ誠実に応えてまいりました。今後も堅実かつ着実にその歩みを続けていく所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、当法人はその根源的な存在意義や目的・価値観を示す「法人理念」を、『すべてのステークホルダーの幸せを追求する』としております。

我々が提供する「監査」というサービスは当法人の社員・職員、クライアントのみならず、その背後に存在する社会の多くの方々にも大きな影響を及ぼしうることを常に自覚しております。監査法人の公益性を強く意識し、社会の『公器』であることの責任を重く受け止め、その覚悟を表現するとともに、東邦監査法人で働くことの意義、やりがい、魅力や希望を込めております。

この「法人理念」に常に立ち返ることにより、我々が働く意義はどこにあるのか？我々がなぜ監査の品質を最重要視しているのか？などを、常に高い視点で俯瞰し、意識することができるものと考えております。

こうした「法人理念」のもと、『信頼される監査法人』を「経営理念」としております。我々はこの経営理念の言葉に監査法人の根本である監査の品質管理を何よりも重視する姿勢を込めております。



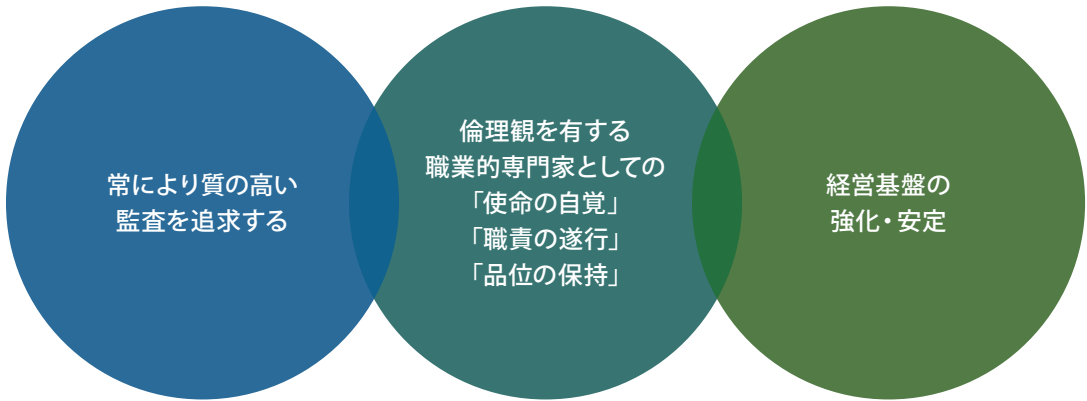
代表社員 理事長
石井 克昌

法人理念

すべてのステークホルダーの幸せを追求する

経営理念

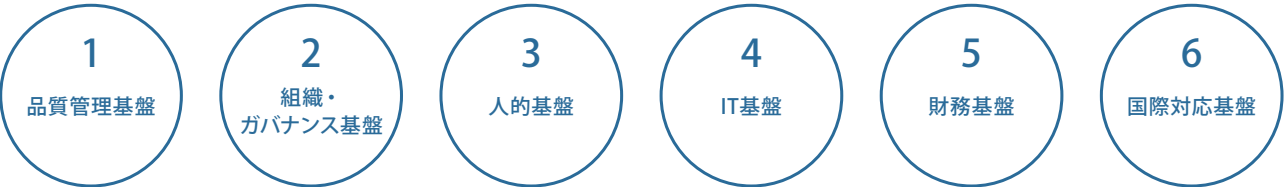
信頼される監査法人



行動指針

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 私たちは、監査品質へのコミットメントを示します。 | 3 私たちは、高い倫理観を有した品格のあるプロフェッショナルとして日々自己研鑽に励みます。 |
| 2 私たちは、個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成します。 | 4 私たちは、迅速な意思決定・情報共有等により、高品質のクライアントサービスを提供します。 |

高水準の監査品質を確保するために、具体的には特に下記6つの経営基盤の強化が求められております。



品質管理基盤

常に最新の監査手法や技術を研究・導入し、効果的な監査手続を構築することなど品質向上に努めております。また、定期的な検証と改善プロセスを通じて、常に高水準の監査品質を確保してまいります。さらに、監査の品質管理を重視した「法人理念」「経営理念」「行動指針」等を常に意識し、職業的懐疑心を発揮することを要求しております。

組織・ガバナンス基盤

透明性と責任を重視し、組織全体で効果的な意思決定と統制を行っております。無限連帯責任を負うパートナーシップを統治の基本とし、相互監視・牽制の中、全社員参画のもと法人を運営しております。その一方で、業務の迅速な処理の必要性から社員会監視のもと理事会が主要な業務執行の一部を担っております。「法人理念」「経営理念」達成のために、また、均一で高い水準の監査品質を実現するために、一体的な組織運営を志向する一方で、多様性を重視し、少数の意見も取り入れられるようコミュニケーションに努めております。

人的基盤

高い専門性と倫理観を持つ優れた人材を採用し、継続的な教育・トレーニングプログラムを通じてスキルの向上を図っております。優れた人材が揃うことで、より高度で価値のあるサービスを提供できると確信しております。責任ある監査意見を表明するためには各社員・職員が心身共に余裕ある仕事環境及び体制が不可欠です。ワークライフバランスを重視し、積極的なコミュニケーションを図り、風通しの良い明朗な文化を醸成してまいります。また、人的リソース不足により監査の品質に影響を与えることがないよう堅実かつ積極的な採用方針を取っております。

IT基盤

監査業界のDXのトレンドを適切に把握し、最新のテクノロジーを駆使して効果的かつ効率的な監査を実施できるよう対応を継続

的に進めてまいります。情報セキュリティにも最大限の注意を払い、クライアント情報の漏洩を防止し安全を確保しております。

財務基盤

監査品質の維持向上のためには優秀な人材の確保、高度なIT技術等が必要であり、これらを実現するためには安定的な法人の経営基盤・財務基盤の構築が不可欠です。適正な監査報酬を安定的に確保し、健全な財務基盤を構築することで持続可能で高い品質の監査サービスを提供してまいります。

国際対応基盤

現在、当法人は国際ネットワークに加入しておりません。各国の最適な現地会計事務所に業務を委託し、適時適切なコミュニケーションを図ることで、把握したりリスクに対応した監査手続を指示する体制を構築しており、従来より適切なグループ監査を実施してまいりました。

我々は今後とも「法人理念」を常に念頭に置き、社会の公器としての監査法人の責任を全うし、監査の品質を何よりも重視した法人運営を心掛けてまいります。また多様性とコミュニケーションを重視し、明るく開かれた「信頼される監査法人」を志向してまいります。

また、企業価値向上に向けたサステナビリティがクライアントの重要な経営課題として認識されています。非財務情報開示の国際的な統合が進む中、監査人の役割も重要性を増しており、当法人は有用な知見が提供可能な体制の整備に努めてまいります。

ここ数年の間に起きた新型コロナウイルスの蔓延、AIの急速な進歩などはこれまでの社会・国際秩序自体が大きく変化していることを示しております。我々はこうした劇的な変化に柔軟に対応しつつ、当法人の守るべき価値観はしっかりと守り、誠実かつ堅実に信頼性の高い監査サービスを提供してまいります。

品質管理基盤

はじめに

当法人は、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会2024年3月12日改訂）に準拠し監査品質を維持向上していくため、監査の品質管理規程及び監査マニュアル等を策定しております。当法人は、当該規程等に基づき、遵守すべき基準や法令の理解を深め、同時に適切な監査業務の実施を確保する体制を構築しております。

基準及び法令の理解のための体制

品質管理部は、監査基準報告書や法令のアップデート状況を把握し、監査の品質管理規程及び監査マニュアル等への反映の要否を検討しております。

品質管理部の人数

	2025年3月期	2026年3月期
品質管理部の人数（兼務含む）	9名	10名

また、人材開発部は、日本公認会計士協会（JICPA）が開催する研修への参加や当法人が定期的に開催する内部研修を通じて、当法人の全構成員にとって必要な基準や法令に関する知識の修得のための研修プログラムを策定しております。当該研修プログラムには、当法人の構成員が担当する被監査会社の業態やリスクを十分に理解するための研修も含まれます。

監査業務の適切な実施のための体制

監査業務毎に経験豊富な監査責任者・現場責任者を配置し、監査チームを指導・監督しております。監査責任者及び現場責任者は、監査調書を適時に査閲し、職業的懐疑心を持って、必要十分な監査手続が実施され、適切に文書化されていることを確認しています。また、品質管理部は、様々な情報発信、定期的な検証、コンサルティング等を通じて、法人の監査の品質向上に寄与しております。

さらに、当法人は、監査チームと被監査会社との間で経営者とのディスカッションや監査役等とのコミュニケーションに加え、理事長と経営者とのディスカッションを通じて積極的に意見交換を行っております。

また、株主や資本市場の参加者との対話に資する取組みとして、JICPAのホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に「トップメッセージ動画」を公開するなど、監査法人としてのビジョンや監査品質向上への姿勢を外部に発信しております。

特に上場会社の監査を公正かつ的確に行うための体制は、以下の要素を重視しております。

1. 適切な人材の選任

上場企業の監査に携わる人材は高度な専門知識と豊富な経験を有しており、公正かつ的確な監査を行うことを担保しております。

2. 十分な時間の確保

上場企業の監査業務は複雑で時間を要する作業を伴うことが一般的です。当法人は必要な人材が確保できていることを前提に監査業務を受嘱する方針としております。これにより、十分なリソースが割り当てられ、品質向上に専念できる環境を整えております。

また、当法人の情報共有を促進するため、適切なコミュニケーションツールを活用しております。

審査体制

当法人では、監査チームが行った重要な判断及び到達した結論についての客観的評価をするため、法人が選任した審査担当者が審査を実施しております。審査は監査計画（基本方針、詳細計画）、監査意見形成、開示書類に関して実施され、審査部がその実施状況を統括的に管理しております。また、特定の事項に該当する場合には合議制の意見審査会を開催することで、監査リスクの低減に努めております。意見審査会では多角的な視点から監査リスクを検討し、監査手続が十分に実施されているかを評価することで監査品質の向上に努めております。

定期的な検証

品質管理部では、業務執行社員ごとに少なくとも3年に1回は検証対象となるよう業務を選定し、監査調書の閲覧及び監査チームへの質問を通じて、品質管理ルールの遵守状況の検証及びフィードバックを行い、監査品質の向上を図っております。直近の実施状況は以下のとおりです。

定期的な検証

	2025年3月期	2026年3月期
実施社数	3社	3社
社員カバー率	47.06%	35.29%
重要な不備事項	0	0

品質管理システムの状況

当法人の品質管理システムが有効に機能していることを検証するため、2026年3月31日を評価基準日として、品質管理システムの評価を実施しております。評価の結果、当法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当法人に提供しているものと結論付けております。



代表社員 品質管理本部長
佐藤 淳

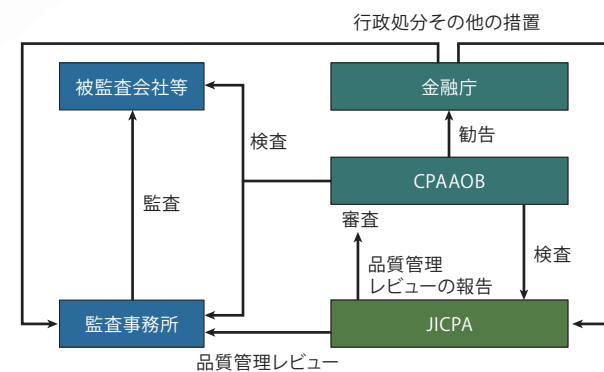
品質管理基盤

外部機関による検査等

1. 外部レビューの全体像

公認会計士又は監査法人に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、JICPAによる品質管理レビューと、公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査があります。

JICPAは、監査業務の適切な質的水準の維持・向上によって、監査に対する社会的信頼を維持・確保することを目的として、監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー）を、自主規制として運用しています。レビュー結果は監査法人に通知され、必要に応じ改善が勧告されます。CPAAOBは金融庁の機関で、品質管理レビュー結果を審査し、必要に応じて監査法人に対する立入検査を行っています。検査には監査法人だけでなく、品質管理レビューが適切に実施されているかという視点も含まれています。



2. JICPAによる品質管理レビューへの対応状況

当法人は、JICPAより2025年3月に、品質管理レビュー報告書の交付を受けました。当該通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」でした。

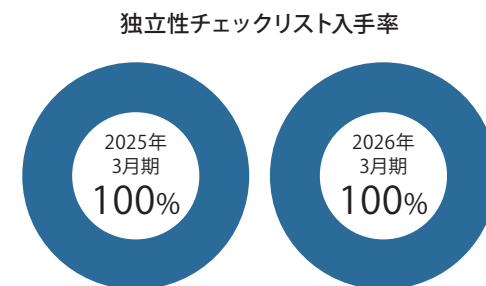
3. CPAAOBによる検査への対応状況

当監査法人は、過去にCPAAOBによる検査結果に基づいた金融庁による行政処分の対象となった事実はありません。

独立性

当法人は、監査基準をはじめ、関係法令及びJICPAが定める倫理規則等の諸規則を遵守するよう規程を定め、日常的に職業倫理及び独立性の重要性を全ての構成員に伝達するとともに、研修を実施することにより、その遵守の必要性について周知徹底を図っております。

また、監査実施の前提条件である独立性の保持については、品質管理本部が厳格に管理しており、全ての構成員に対して年に1回（7月）、独立性の確認を一齐に実施しております。



通報制度

当監査法人では、監査業務の品質の向上を図ることを目的とし、監査業務等に係る不正・粉飾及び法令違反等に関する情報を皆様から受け付ける窓口として、「東邦ホットライン」を開設しております。また、全ての構成員を対象とした内部通報窓口を設け、法令等に抵触し又はその疑いのある職務執行についての通報に関する制度を定めております。

通報があった場合、速やかに理事会に報告がなされ、通報者が不利益を被らないよう配慮することも含め、その後の対応について、公正、公平かつ誠実に検討することとしています。

監査環境の変化への対応

当法人は、以下のような監査環境の変化があった場合には、現状の品質管理体制をさらに強化する必要があると考えております。

1. 法令や規制の変化

法令や規制が変化した場合、それに即座に適応するための機動力が求められます。法改正や新たな規制の導入に迅速に対応し、「監査に関する品質管理基準」への準拠を確保するための仕組みを更に強化します。

2. メソドロジーとテクノロジーの進化

技術の進歩により、監査手法やデータ処理方法が変化する可能性があります。これに対応するため、新たなメソドロジーとテクノロジーを導入し、監査業務の効率性と品質向上に貢献する仕組みを整えます。

3. 経済状況の変動

経済環境の変動や不確実性が増す場合、企業のリスクが変化します。これに伴い、監査手続を柔軟に調整し、経済環境に即した的確な監査を実施します。

4. 被監査会社の増加・多角化

被監査会社の増加や業務が多角化した場合、それに対応するために適切な監査資源を配置することや個々のスキルの向上が必要です。柔軟な人員配置や職務遂行能力の向上に注力し、各会社の特性に応じた的確な監査を実施します。なお、当法人では十分な人員数が確保できていることを前提に監査契約を受嘱しております。

これらの体制により、当法人は基準や法令の理解を確実にし、また監査業務を効果的かつ効率的に遂行するための確固たる基盤を構築しております。

将来目指す品質管理基盤

監査品質をより一層向上させるために、前述の取り組みを継続的に実施します。また、品質管理担当者を増員し、全体の構成において品質管理担当者が多く占めるような体制を目指してまいります。これにより、監査品質の管理においてさらなる高度化を図り、常に高い水準の監査業務を提供できるよう努めてまいります。



代表社員 品質管理部長
小池 利秀

組織・ガバナンス基盤

組織・ガバナンスに関する基本方針

当法人では、経営理念である『信頼される監査法人』を実現するため、無限責任社員のパートナーシップによる統治を基盤とした相互監視・相互牽制による業務運営の適正化を担保する体制を構築しております。

監査品質の向上のためには、当法人の最高意思決定機関である社員会が単なる個別監査業務レベルの改善にとどまることなく、組織文化の醸成やリーダーシップの確立を通じて、全体レベルの改善を継続的に取り組む必要があると認識しており、社員会はその実現できる人材で構成されております。また、社員選任時にはマネジメント能力を十分に有しているかを評価項目の一つとしており、社員会はマネジメント能力を備えた人物で構成されていきます。

監督・評価機関

当法人では、独立第三者委員を設置し、外部の第三者が経営機能による経営機能の実効性を監督・評価する仕組みを導入しております。独立第三者委員の任期は4年とし、社員会への出席を通じて、経営機能の実効性向上に資する助言・提言等も行います。また、社員会実施前に社員会議題を理事会又は品質管理本部が独立第三者委員に説明すること等により、適切な助言・提言等が行えるようなサポートを行っています。

独立第三者委員については、当法人の現役・過去の構成員ではなく、経済的関係、親族関係が存在せず、専門的知見と公正性を有する人材を選定しています。

現在の独立第三者委員には、公認会計士として豊富な監査実務経験を備えるとともに、現在、会社役員としても活躍する人材が就任しています。

独立第三者委員は、その専門的な知見を活かし、社員会に出席して社員による業務運営が適切であるかどうかを監視するとともに、運営状況について客観的な意見を述べています。

非監査業務の提供の方針

当法人は監査証明業務が主たる業務であり、非監査業務については、独立性の制限に抵触しないよう十分留意しつつ監査業務の遂行に支障のない範囲で受嘱する方針としております。

今後の組織・ガバナンスに関する方針

当法人は今後も適正な規模での運営を心掛け、むやみに規模を拡大することで監査品質を低下させることのないように細心の注意を払います。常に人の顔が見える範囲での堅実な運営を目指し、一人ひとりの職員やクライアントとの信頼関係を大切にしながら、高品質の監査業務を実施してまいります。これにより、組織全体の連携を強化し、監査業務の有効性を保ちながら、持続可能な成長を実現してまいります。



代表社員 総務部長
小林 広治



代表社員 企画部長
石井 薦

東邦監査法人の組織図



人的基盤

基本方針

当法人は、誠実かつ幅広い知識と経験を持つ人材を採用することを基本方針としております。また、国際的な視野を持ち、異なる文化やビジネス環境に適応できる国際人材やMBAを有する方も募集しております。

監査業務に従事する人材は、高度な専門知識と実務経験を有し、財務や情報技術などの異なる分野での深い専門性を有しております。被監査会社の規模や特性に応じて、柔軟かつ適切な人員配置を実現するため、被監査会社ごとに専門分野や業界に精通した人材を組み合わせたチーム編成を行っております。この組織的なアプローチにより、個々の人員が最大限の能力を発揮し、監査品質の向上を実現しております。

当法人には、多様なバックグラウンドや視点を持つ人材が結集し、クライアントに対する最適なサービスを提供しております。

社員・職員の構成

当法人は、人的基盤づくりのひとつとして、常勤職員と非常勤職員が協力し合う体制を整えております。人員のバランスを保つため、専門性豊かな人材が主に常勤職員として活躍している一方、様々なバックグラウンドを有する非常勤職員も採用しております。

社員及び専門職員の職位ごとの人員数

職階		人数
常勤	代表社員・社員 公認会計士	17名
	マネージャー 公認会計士	9名
	シニア 公認会計士・その他	13名
	スタッフ その他	6名
	その他	3名
非常勤	公認会計士	28名
	その他	1名
合計		77名

2026年3月末現在

在宅勤務制度の明確化

当法人は、多様かつ広範な人材の確保のため、在宅勤務規程を制定し、所定の条件を満たした職員はその環境に適した働き方が可能となっております。

在宅勤務の日数

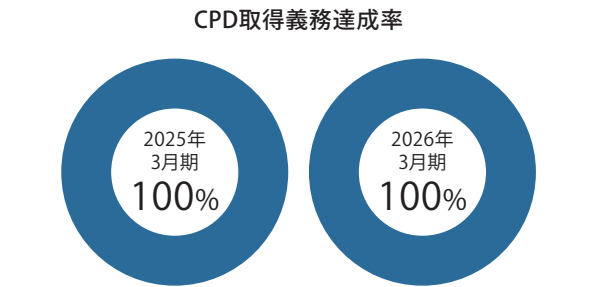
育児・介護対象者	その他
150日以内	75日以内

研修体制

当法人は、構成員に対して監査品質を維持・向上させるための研修プログラムを用意しております。研修は年2回の全体研修や職階別を実施されるほか、担当する業務の内容に応じて実施しております。これにより、監査、会計、IT等の各個人が必要なスキルや知識を効果的に習得し、監査業務を適切に実施できるよう努めております。

情報セキュリティについては、全構成員に対して適切な教育とガイドラインを提供し、法人全体でのセキュリティ意識の向上に努めております。

また、資格取得支援制度及び自己啓発援助制度を導入しております。これは、監査品質及び業務効率の向上を図ることを目的として、法人が奨励する資格等の取得及び職員の業務遂行能力向上並びに自己啓発を促進するため、資格等の受講料の全額又は一部を支援する制度です。



コーチング制度

当法人ではシニア・スタッフの成長とスキル向上を支援するために、コーチング制度を導入しております。この制度は、個々のシニア・スタッフが自分の能力を最大限に発揮できるよう、上席者がマンツーマンでサポートを行うものです。

コーチングでは、キャリア目標の設定や達成方法の計画、日々の業務における具体的な課題解決など、多岐にわたるアドバイスを提供しております。また、日々のフィードバックを通じて、自己理解を深めるとともに、業務遂行能力の向上を図っております。

この制度により、シニア・スタッフは個々の成長を実感しやすくなり、モチベーションの向上や業務に対する満足度の向上にもつながります。法人全体としても、シニア・スタッフのスキルアップによる監査業務の品質向上や監査チームの結束力の強化を実現しております。

人事考課

当法人の人事考課制度は、監査の品質の維持・向上及び専門要員の育成と公平な処遇を実現することを目的としております。

社員に対しては、社員評価規則に基づき年1回の自己評価と複数の社員による一次評価、これらを総合的に勘案した理事会による最終評価が実施されております。

この最終的な社員評価結果に基づき各社員の報酬が理事会において決定されております。

常勤職員に対しては、人事評価規則に基づき年1回の自己評価と一次評価者による評価、これらを総合的に勘案した二次評価会議によって最終評価が実施されております。評価項目は職務遂行能力、専門知識の向上、チームワーク、リーダーシップなどがあり、監査品質のウエイトが最も高くなっております。評価結果は職員に共有され、その結果を昇格・昇給、賞与、監査チーム編成に活用しております。

非常勤職員も常勤職員と同様の基準に基づいて評価が行われ、実績や能力が公平に評価されます。

監査業務の種類（金商法・会社法監査、非営利法人監査等）別の専門知識の有無

当法人は、様々な監査業務の種類に対応するため、幅広い監査実務経験と専門知識を有する人材で構成されております。

金商法・会社法監査においては、様々な業界・規模の企業に対する豊富な経験を持つ監査チームが、品質の高い監査業務を提供しております。また、被監査会社への指導的機能も高い水準で発揮しております。

公益法人監査や学校法人監査などの非営利法人に対する監査においても、当法人は長年の経験と蓄積された知識を活かし、適切な専門知識を持つ人材が携わっております。これにより、営利法人と異なる会計基準や規制に柔軟に対応し、公共の利益を最優

先に考慮しながら、高品質な監査業務を提供しております。

監査業務に従事する社員・常勤職員の作業負荷の状況

監査業務に従事する業務執行社員又は主査が担当している一人当たりの平均クライアント数は、以下の通りです。

一人当たりの平均クライアント数

	2025年3月期	2026年3月期
社員1人当たり関与社数（金商法）	1.9社	1.7社
1人当たり主査数（金商法）	1.2社	1.2社

当法人では、高い監査品質水準を確保するため、担当するクライアントを絞り込むことで、ビジネスの理解や、監査上の留意点的確な把握に焦点を当てることを可能にしております。

これらの取り組みにより、法人全体の監査品質とサービス水準の向上を確保しております。

また、職員の負荷増加によるサービス低下を回避するために、必要な人員を確保しております。

残業時間と勤続年数

	2025年3月期	2026年3月期
平均残業時間	91.4時間	82.7時間
平均勤続年数	7.1年	7.1年



代表社員 人材開発部長
藤 崎 研 多

IT基盤

基本方針

IT基盤の整備は、監査法人において極めて重要な経営基盤の一つとなっております。当法人では現状、一部の紙面による監査調書を除き、電子監査調書による保存・管理を行っております。急速に進展するテクノロジー環境への対応及び高度な情報セキュリティの確保を目的として、当法人は以下の施策を実施しております。

- ①紙面監査調書から電子監査調書への全面移行に向けた環境整備
- ②PCにデータを残さないデータレスクライアント環境の導入
- ③DXの推進による監査業務の効率化・省力化及び高度化に資するITインフラの構築

これらの取り組みにより、将来的な環境変化にも柔軟かつ迅速に対応できる体制の確立を図っております。

電子監査調書の導入

当法人は電子監査調書化を含む効率的かつ効果的なシステムの導入を推進しております。具体的には2024年7月より電子監査調書ツールを導入し、段階的に適用される監査業務の範囲を拡大し、2027年3月期を対象とする監査業務については全面的に電子監査調書ツールを適用する予定となります。

これにより、監査業務の迅速化及び精度の向上を図り、監査品質の更なる向上を実現してまいります。

監査業務のDX化

社会環境の変化に伴い、監査上求められる対応も高度化・複雑化しております。このような状況において、クライアントに対し高品質な監査及び指導的機能を提供することが一層重要となっております。

そのため当法人では、監査業務のDX化を推進し、監査品質の均質化及び高度化を図っております。データ分析ツールの活用により、監査業務の効率性と透明性を向上させるとともに、高い品質水準の維持を実現しています。

これにより、クライアントに対して一貫した信頼性の高いサービスを提供するとともに、監査業務の生産性向上にも取り組んでおります。



社員 情報セキュリティ部長
矢崎 英城

情報セキュリティ

当法人では、情報セキュリティに関する基本方針として、セキュリティ意識の徹底と組織全体での統制強化を掲げております。具体的には、情報セキュリティ部門の設置及び責任者の任命により、法人全体での一元管理体制を構築しております。また、定期的な情報セキュリティ教育プログラムを実施し、構成員が最新の脅威に適切に対応できるよう取り組んでおります。さらに、インシデント対応体制についても整備し、重要インシデント発生時には迅速かつ適切に対応できる体制を確立しております。継続的なモニタリングと改善活動を通じて、情報セキュリティ水準の向上に努めております。

IT投資

情報技術の進化が著しい現代において、その変化に柔軟かつ効果的に対応することが不可欠です。当法人は、高度なセキュリティを確保しつつ監査業務の生産性向上を実現するため、積極的なIT投資を推進しております。最新のテクノロジー導入により、監査業務の一部自動化及び効率化を進めることで、構成員がより専門性の高い監査業務に専念できる環境を整備してまいります。また、2026年3月期よりデータレスクライアント環境を導入し、端末にデータを残さない仕組みを構築しました。これにより、知的財産及び個人情報の保護を強化し、安全かつ効果的なIT基盤を確立しております。今後も、当法人の信頼性向上及びクライアントとの信頼関係の強化に資するIT環境の整備を継続的に努めてまいります。

当法人の過去2期間のIT関連費用は以下の通りです。

IT関連費用

	2025年3月期	2026年3月期
IT関連費用	40,224千円	46,726千円

※IT関連費用は、ITセキュリティ・推進業務に関わる社員及び職員の人件費、電子監査調書システム、機器購入、クラウドサーバー、グループウェア等に関する費用を集計しております。

以上の取り組みを通じて、当法人のIT基盤は一層強固なものとなり、クライアントに対して高い信頼性と安心感を提供できるものと考えております。



社員 IT推進部長
渡辺 慎志

財務基盤

当法人は着実な財務基盤と監査事務所としての信頼性の確保に努めております。厳格な財務管理を実践することで様々な資源への投資を積極的に行うことができ、監査業務の品質管理の向上、ひいては持続的かつ安定的に成長することができると考えております。

また、当法人はクライアントポートフォリオを有し、顧客間で依存度を分散させることに努めております。特定のクライアントからの報酬が全体の収益に占める割合を抑え、依存度を最小限に抑制することで特定のクライアントに対して過度に依存することなく、独立性を確保し、監査業務を提供しております。当法人には現在、倫理規則で定める報酬依存度15%を超えた被監査会社はありません。

当法人の過去2期間の主な財務数値は右記の通りです。

国際対応基盤

当法人は現在、海外監査業務を経験した人材が海外子会社を有する被監査会社を担当する体制を構築しております。

当法人は国際ネットワークに加入しておりませんが、各国の最適な現地会計事務所に業務を委託することで、適切なグループ監査を実施できると考えております。

なお、状況が変化した場合やクライアントの成長に伴い新たな需要が発生した際には、柔軟かつ適切な戦略を検討していく予定です。

法人概要

東邦監査法人 (TOHO Audit Corporation)

設立：1979年3月

住所：〒101-0052
東京都千代田区神田小川町3-3-2 マツシタビル6階

TEL：03-3291-0664

FAX：03-3291-0670

MAIL: contact@toho-audit.or.jp



従業員数	
代表社員・社員	17名
公認会計士	47名
その他（公認会計士試験合格者含む）	13名
合計	77名
(2026年3月31日現在)	

クライアント概要	
金商法・会社法監査	14社
プライム	1社
スタンダード	9社
グロース	2社
非上場	2社
会社法監査	20社
金融機関監査	1社
SPC法監査	6社
LPS法監査	3社
学校法人監査	7社
公益法人監査	1社
社会福祉法人監査	1社
労働組合監査	6社
その他任意監査	24社
合計	83社
(2026年3月31日現在)	

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

当監査法人は、監査法人の組織的な体制の整備運用を担保する目的で、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用しております。

監査法人のガバナンス・コードを遵守することにより、監査の品質を最重視した組織的な運営を行い、継続的に監査品質の向上に取り組んでまいります。

原則1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
-----	--

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	当法人は、「信頼される監査法人」、「信頼されるために常により質の高い監査品質を追求する」、「倫理観を有する職業的専門家としての『使命の自覚』『職責の遂行』『品位の保持』及び「経営基盤の強化・安定」を経営理念として掲げております。 また、法人内の研修会等の場を利用して、法人トップとしての所信表明を実施し、トップの姿勢を明らかにしております。 P2. 理事長メッセージ
指針1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	経営理念及び行動指針を法人執務室に貼付すると共にホームページ上においても掲載し、社員・職員に浸透するよう努めております。 品質管理部において業務管理体制の更なる整備に取り組んでおり、社員会、理事会等がその取り組み状況を適宜チェックしております。 P2. 理事長メッセージ P4. 品質管理基盤
指針1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	監査の品質管理を重視した人事評価を行っております。 また、コーチング制度、資格取得支援制度及び自己啓発援助制度を組み合わせ、構成員が継続的に専門能力を高め、監査品質の向上に取り組む環境を整備しております。 人事評価は監査の品質管理を重視したものとなっており、人事評価により職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を保持し発揮する動機づけがなされております。これらの評価は最終的には社員会において討議され、給与や昇格等を決定する際に考慮すべき重要な要素としております。 P11. 人事考課
指針1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人では、法人理念において「すべてのステークホルダーの幸せを追求する」を掲げており、これを受けた行動指針において「私たちは、個人の人格と多様性を尊重した開放的組織風土を醸成します」と定めております。 会計監査を巡る課題等については、主として品質管理部が必要に応じ法人内ビジネスチャットツール等の手段により情報の共有を図っております。 各監査現場やチームミーティングの場においては、職位や年次に関わらず、メンバーによる積極的な議論が行われております。 社員・職員からの提案を踏まえ、品質管理部内で積極的な検討会議が行われております。 法人内研修では、一部ディスカッション形式も採用し、有意義な意見交換がなされております。 法人執務室はすべてフリーアドレスとなっており、オープンな空間において社員・職員の自由な意見交換が行われております。 P2. 理事長メッセージ P4. 監査業務の適切な実施のための体制 P10. 研修体制・コーチング制度
指針1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	当法人は監査証明業務が主たる業務であり、非監査業務については、主に監査クライアントからの要望に対して、独立性の制限に抵触しないよう十分留意しつつ、監査業務の遂行に支障のない範囲で受嘱する方針としております。 構成員の兼業・副業等につきましては、社員の兼業の状況については、定期的に状況を把握し、社員会にて共有しております。常勤職員については当法人の業務を優先するため、原則として、兼業・副業を認めておりません。非常勤職員については、監査関与先との利益相反、独立性について定期的に確認を実施しております。 P6. 独立性 P8. 非監査業務の提供の方針
指針1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	現時点ではグローバルネットワークには加入する方針はありません。また他の法人等との包括的な業務提携等も行っておりません。 P14. 国際対応基盤

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
-----	---

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人では社員より選出した理事をメンバーとする理事会が機動的かつ効率的に法人運営に当たるとともに、最重要事項については社員会により意思決定を行っております。 P8. 組織・ガバナンスに関する基本方針 P9. 組織図
指針2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。	指針2-1の記載内容をご参照ください。
	監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	当法人の品質管理本部は、品質管理部、審査部、IT推進部、人材開発部、契約管理部で構成され、それぞれ職務を果たすとともに、有機的に機能させています。その上で、監査業務における重要事項については審査担当社員及び審査部による審査が実施され、最重要事項については社員会での検討及び決議を経て、適正な判断が確保されるよう整備しております。 P8. 組織・ガバナンスに関する基本方針 P9. 組織図
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	当法人では、被監査会社の組織や風土を深く理解するよう努めてきました。当法人監査マニュアルでは、企業及び企業環境の理解や、経営者や監査役等とのコミュニケーションを義務付けています。 P4. 監査業務の適切な実施のための体制
	法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	監査現場におけるOJT、研修制度を通して、人材育成に取り組んでおります。人事評価においては、監査の品質管理を重視した人事評価が公平性をもって実施されております。 P10. 研修体制・コーチング制度 P11. 人事考課
指針2-3	監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	また、監査調査の電子化を段階的に導入しております。さらにIT推進部は、深度ある監査を実現するために、日々、データ分析ツール等のITの有効活用に向けた検討を行い、実際に監査業務への適用を行っております。 P12. IT基盤
	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	職員から社員への昇格は、一定の形式的な昇格基準を満たした職員の中から、専門的知識、監査業務の品質、職業倫理の遵守状況、人格の誠実性、協調性、公正性、責任感等の観点から社員会で議論・検討のうえ決定しております。また、すべての社員は法人運営において何等かの役割を求められており、それぞれの適性に応じた経営機能的役割を割り当てております。理事は社員会において代表社員の中から互選により選出しております。理事は監査実務に精通していることはもちろんのこと、法人の組織的運営のためにリーダーシップを発揮できるかどうかを判断基準に選出しております。 P8. 組織・ガバナンスに関する基本方針 P9. 組織図

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
-----	---

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	経営機能の実効性を監督・評価するため、高度な経験・知識を有する独立した第三者である独立評価機関の独立第三者委員を選任しております。 P8. 監督・評価機関
指針3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	独立第三者委員は、監査業務には関与せず、経営機能の実効性向上に資する助言・提言等を行うことが期待されております。独立第三者委員は過去に当法人の構成員でないものを選任しております。 P8. 監督・評価機関
指針3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	独立第三者委員は、社員会に出席し、以下を実施します。 P8. 監督・評価機関
	経営機能の実効性向上に資する助言・提言 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	- 経営機能の実効性向上に資する助言・提言を行う。 - 社員会の実施状況及びその内容を監視し、組織的な運営の実効性に関して評価を行う。 - 経営機能を果たす人員の評価及び報酬決定過程の関与を行う。 - 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与を行う。 - 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与を行う。
指針3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	独立評価機関に期待される機能を実効的に果たすため、理事会及び品質管理本部がサポートを行っております。独立第三者委員には十分な情報が提供される体制が確保されております。 P8. 監督・評価機関

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
-----	---

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	社員会は原則2カ月ごとに実施し、全社員が出席して監査現場での情報等の意見交換を実施しております。 監査の現場及び法人執務室では、社員・職員を問わず自由な意見交換がなされており、社員・職員の双方で必要な情報等を適時に共有しております。 社員会・理事会・品質管理本部等での決定事項は、適時に社員・職員へ通知し、また監査チームにおいてはチームディスカッションを通じて情報を共有しております。 その他、指針1-4記載内容をご参照下さい。 P8. 組織・ガバナンスに関する基本方針 P9. 組織図
指針4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	指針1-3記載内容をご参照下さい。
指針4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	当法人の品質管理本部は、品質管理部、審査部、IT推進部、人材開発部、契約管理部で構成され、分野ごとにその知見や経験を考慮の上、社員・職員が配置されております。 P8. 組織・ガバナンスに関する基本方針 P9. 組織図
	法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	当法人では、非監査業務での経験や資格取得支援制度等を通して、社員・職員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得するための機会を提供しております。 P10. 研修体制
	法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	適正な人事評価を実施するとともに、計画的に社員・職員を配置することで、その能力を活用しております。 P11. 人事考課
	法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	多様なバックグラウンドをもった人材育成のために自己啓発の積極支援等を実施しております。 その他、指針1-3記載内容をご参照下さい。 P4. 監査業務の適切な実施のための体制 P10. 研修体制
指針4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	監査基準・監査実務指針に基づく、経営者とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションにおいて、監査リスク等について率直かつ深度ある意見交換を実施しております。 監査の現場においては、経理担当者等と適時に十分な意見交換や議論を行っております。 P4. 監査業務の適切な実施のための体制
指針4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	当法人では、法人内外からもたらされる情報に適切に対処するため「監査の品質管理規程」、「東邦ホットライン取扱い規程」及び「内部通報規程」に方針及び手続を定めており、通報者が不当な取扱いを受けることがないよう留意するとともに、伝えられた情報を適切に活用する方針となっております。 P6. 通報制度

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

原則5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
-----	---

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則への取組み状況を、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において、毎年公表してまいります。 また、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」は当法人のホームページにおいて公表しております。
指針5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	指針1-1をご参照ください。
	法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	指針1-2をご参照ください。
	監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI: Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に記載して公表してまいります。
	監査法人における品質管理システムの状況	品質管理システムの項目ごとに達成すべき品質目標を定め、これを阻害するリスクを識別し、そのリスクに対応するための方針手続を定め、実施しております。
	経営機関等の構成や役割	指針2-1をご参照ください。
	監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	原則3をご参照ください。
	法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	指針1-5をご参照ください。
	監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	指針2-2をご参照ください。
	規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	人材紹介会社等を活用しつつ、多様かつ必要な法人の人材確保に努めております。また、人材開発部が構成員のキャリアパスを考慮した研修計画を策定し、研修を実施しております。 P10. 研修体制
	特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	特定の被監査会社からの報酬に左右されないよう報酬依存度のチェックを定期的に実施しております。 P14. 財務基盤
	海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	海外の現地法人の監査人とのコミュニケーションを密にとること、又は現地に実際に往査することにより対応しております。 P14. 国際対応基盤
	監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	当法人は本原則の適用状況进行评估し、監査品質の向上に向けた当法人の取り組みは有効であると評価しています。 また、品質管理システムが有効に機能していることを検証するため、品質管理システムの評価を実施しております。 P5. 品質管理システムの状況 P8. 監督・評価機関
指針5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	グローバルネットワークに加盟していないため、該当ありません。 P14. 国際対応基盤
	グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況	
	グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価	
	会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	

	監査法人の組織的な運営に関する原則 《監査法人のガバナンス・コード》	対応状況
指針5-4	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	被監査会社との間では、経営者とのディスカッション、監査役等とのコミュニケーションにおいて意見交換が積極的に実施されています。 JICPAのホームページの「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」に「トップメッセージ動画」を掲載しております。 その他、原則3記載内容をご参照下さい。 P4. 監査業務の適切な実施のための体制
指針5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	当法人は本原則の適用状況进行评估し、監査品質の向上に向けた当法人の取り組みは有効であると評価しています。
指針5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	被監査会社等の市場参加者とのコミュニケーション、当監査法人ホームページ及び「上場会社監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」における情報公開等を通じて得られるフィードバック、資本市場から寄せられる期待や意見、並びにJICPAから提供される情報等を適時かつ適切に活用し、これらを組織的な運営の改善に反映するよう努めています。 P4. 監査業務の適切な実施のための体制



〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3-3-2 マツシタビル6階

TEL : 03-3291-0664

FAX : 03-3291-0670

<https://www.toho-audit.or.jp/>



発行：2026年8月